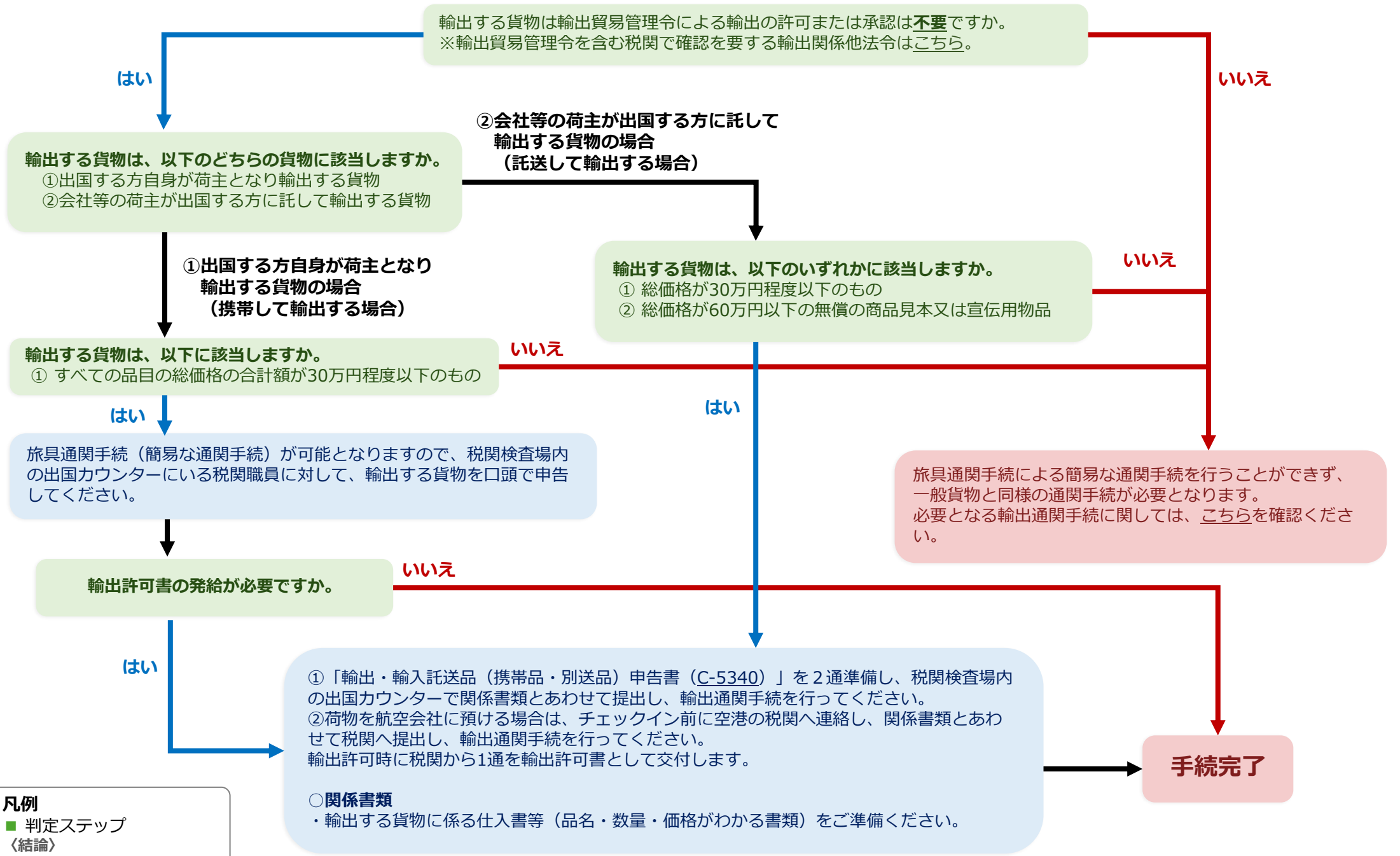


○商業貨物を携帯または託送品として輸出する手順フロー



凡例
■ 判定ステップ
〈結論〉
■ 簡易手続可能
■ 一般貨物と同様
分岐 **はい** / **いいえ**

※商業貨物を日本から携帯 (別送を含む。) して輸出し、当該貨物を再輸入する際に関税定率法第14条第10号の免税規定を適用するためには、輸出時の輸出許可書 (C-5340) を上記の仕入書等 (品名・数量・価格がわかる書類) と併せて輸入申告手続を行う際に税関へ提示ください。